○九州地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日

九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
佐世保市有福町二九七番二〇から同市有福町二〇三番四まで	前	四〇・二三～六四・七三メートル
	後	三九・三六～四〇・六一　〇〇・〇九九九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日

九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	鹿児島市吉野町九六二三番一地内	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
十号及び五百二号	臼杵市野津町大字野津市字中津留八四七番から同市野津町大字野津市字白山二〇五〇番二まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十八日

○沖縄総合事務局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日

沖縄総合事務局長　能登　靖

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
名護市字世冨慶大筋原一〇八一番一二から同市字世冨慶大筋原一〇八一番まで	前	一五・三〇～二二・二〇メートル
	後	一五・三〇～二七・八〇　〇〇・〇五三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日

沖縄総合事務局長　能登　靖

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那松崎原二〇六〇番六から同村字漢那松崎原二〇六四番一まで	前	二八・八〇～三〇・六〇メートル
	後	二八・八〇～三四・九〇　〇〇・〇二二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日

沖縄総合事務局長　能登　靖

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
名護市字喜瀬伊部原一九八八番二地内	前	一九・二〇～四一・〇〇メートル
	後	三五・五〇～五五・六〇　〇〇・〇二二四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日

沖縄総合事務局長　能登　靖

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	名護市字喜瀬伊部原一九八八番二地内	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十八日

○沖縄総合事務局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日

沖縄総合事務局長　能登　靖

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
名護市字久志前田原五二〇番一から同市字久志後原六七一番二まで	前	一八・四〇～六七・一〇メートル
	後	一八・四〇～八四・〇〇　〇〇・一〇〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日

沖縄総合事務局長　能登　靖

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	名護市字久志前田原五二〇番一から同市字久志後原六七一番二まで	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十八日